

広情個審第95号
令和7年3月31日

広島市長 松井 一實 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会
会長 田邊 誠

公文書部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について（答申）

令和6年7月3日付け広健共第46号で諮問のあったこのことについては、別添のとおり答申します。

（諮問第383号事案）

答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

【諮問事案】

令和6年7月3日付け広健共第46号の諮問事案（諮問第383号事案）

令和6年3月27日付けの公文書開示請求に対し、広島市長（以下「実施機関」という。）が同年5月2日付け広島市指令健共第17号で行った公文書部分開示決定（以下「本件部分開示決定」という。）に対する同年5月14日付け審査請求

1 審査会の結論

実施機関が上記開示請求に対して行った本件部分開示決定は妥当である。

2 審査請求の内容

審査請求人（以下「請求人」という。）の審査請求書等における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

実施機関が行った本件部分開示決定を取り消し、真に不開示とすべき部分を除いて開示するとの決定を求める。

(2) 審査請求の理由

ア 本件部分開示文書は、「民生・児童委員一覧表」と「民生委員協力員委嘱者一覧」である。「民生・児童委員一覧表」では、民生委員の氏名・性別・住所が不開示とされ、「民生委員協力員委嘱者一覧」では、氏名、性別、生年月日、年齢、郵便番号、住所、職業、担当民生委員が不開示とされている。しかし、民生委員は、民生委員法（昭和23年法律第198号）（以下「民生委員法」という。）に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員であるから、少なくとも氏名は開示しなければならない。

イ 公務員ではない民生委員協力員の非開示情報、及び公務員である民生委員の情報のうち、性別・住所が非開示とされていることについては理解できる点もあるが、民生委員の氏名は開示しなければならないと考える。

ウ 民生委員自身、人格識見高く社会の実情に通じ社会福祉の増進に熱意のある者であるから、公務員としての自覚は高く、その職務を遂行する上で氏名を秘匿することはない。職務の性格からも、まず氏名を明らかにして信頼を得る必然性もある。つまり、氏名は職務遂行の内容そのものである。

エ 民生委員の氏名が、民生委員という肩書を冠して記載されている場合、外形的には公務員であ

る民生委員とみなされるのであるから、公務員としての職務に関する情報として、公にすることが予定されたものと自ら容認していると理解されることはやむを得ないことであり、公知の個人情報に該当する。したがって、民生委員の氏名は、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号）（以下「条例」という。）第7条第1号ただし書アの「公にすることが予定されている情報」又はイの「公にすることについて、本人が同意していると認められる情報」に該当し、開示すべきである。

オ 広島市においても、電話で問い合わせをすれば、民生委員の氏名は教えてくれる。広島市が民生委員の氏名を教えるのは、そもそも「公にすることが予定されている情報」であり、「公にすることについて、本人が同意していると認められる情報」であるからである。

カ 民生委員の氏名は、しばしば社会福祉協議会の機関紙等でも紹介されており、その機関紙は、ある区内であるとか、地区内に配布されるものであり、限定的であるとしても、公民館に置かれていたりして地区内以外の者も閲覧や持ち帰りができる。そのような現実に対して、民生委員は、限定された地区以外の者に自らの氏名が知られないようにする防御措置は講じていない。これは、「公表することを前提として本人から提供された情報」、「公表することに本人が同意している情報」ということができ、条例第7条第1号ただし書ア又はイに該当する。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の説明書等における主張は、おおむね次のとおりである。

ア 本件開示請求の対象公文書は、「民生・児童委員一覧表」及び「民生委員協力員委嘱者一覧」である。不開示としたのは、「民生・児童委員一覧表」については、個人の氏名、性別、郵便番号、住所及び電話番号、「民生委員協力員委嘱者一覧」については、個人の氏名、性別、生年月日、年齢、郵便番号、住所、職業及び担当民生委員であり、これらの不開示情報は、条例に定める「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」であることから、条例第7条第1号に該当し同号ただし書きアからエまでのいずれにも該当しないため、開示しないこととしたものである。

イ 請求人から指摘のあった「公務員である民生委員の氏名」については、法令の規定により又は慣行として公にされている情報でないため、不開示情報から除く情報として条例第7条第1号ただし書アに掲げる情報に該当しないこと、また、同号ただし書エに掲げる「当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」に公務員の氏名は該当しないことから、これを開示しないこととしたものである。

4 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、条例に則して検討した結果、以下のとおり判断する。

(1) 条例第1条及び第3条の規定について

条例第1条は、「この条例は、市民の知る権利を尊重し、市民に公文書の開示を求める権利を保障する等市政に関する情報の公開について必要な事項を定めることにより、市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政参加を助長し、市政に対する市民の理解と信頼を深め、もって地方自治の本旨に即した市政を推進することを目的とする。」と定め、条例第3条は、「実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の開示を求める権利を十分に尊重するとともに、個人に関する情報をみだりに公にすることのないよう最大限の配慮をしなければならない。」としている。

(2) 条例第7条第1号の規定について

条例第7条柱書は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。」と規定し、同条第1号は、不開示情報として、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と規定しているが、ただし書の規定により、次の情報は不開示情報から除くこととされている。

ア 法令（中略）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 公にすることについて、本人が同意していると認められる情報

ウ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

エ 当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

なお、条例第7条第1号の「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、個人の人格と密接に関連した情報で、秘匿すべき必要性が極めて高いものであり、公にすれば、財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるものを対象としている。例としては、カルテ、反省文のようなもので、それらは当該個人がその流通をコントロールすることが可能であるべきであり、本人の同意なしに第三者に流通させることが適切ではない情報である。

(3) 本件部分開示決定における対象公文書について

当審査会が見分するに、対象公文書は、「民生・児童委員一覧表」及び「民生委員協力員委嘱者一覧」（以下これらを「本件文書」という。）である。

以下、本件文書の不開示部分に係る不開示事由該当性について、検討する。

(4) 「民生・児童委員一覧表」の不開示部分について

ア 当審査会が見分したところ、当該文書の不開示部分は、民生委員の氏名、性別、郵便番号、住

所及び電話番号であり、当該情報は、個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものであることから、条例第7条第1号本文に該当する情報と認められる。

イ この点につき、請求人は、(ア)から(ウ)までのとおりの主張をしているところ、当該主張については以下のとおり判断する。

(ア) 広島市に電話で問合せをすれば民生委員の氏名を教えてもらえることから、民生委員の氏名は条例第7条第1号ただし書アの「公にすることが予定されている情報」及び同号イの「公にすることについて、本人が同意していると認められる情報」に該当するため開示すべきとの主張について

a 当審査会が上記について実施機関に確認したところによれば、「通常は理由を聞いた上で問合せを受けた区域の民生委員の氏名及び連絡先（電話番号）を教えているが、問合せの内容によっては民生委員に市から確認をすることもある。」とのことである。

b 民生委員の氏名の問合せに対し、実施機関は、民生委員と連絡を取る理由があると考えられる者に対して民生委員の氏名を答え、理由がないと考えられる場合には答えないという運用をしていることから、民生委員の氏名は何人にも公にされ、又は公にすることが予定されている情報ということとはできない。

c したがって、民生委員の氏名は条例第7条第1号ただし書アに該当するとはいえない。また、公にすることについて、民生委員自身が同意していると認められる事情もないことから、同号ただし書イに該当するということもできない。

(ウ) 民生委員の氏名は社会福祉協議会の機関紙等で紹介されており、区域内に配付され、限定的であるとしても、公民館に置かれていたりして地区内以外の者も閲覧や持ち帰りができ、そのような現実に対して、民生委員は限定された地区以外の者に自らの氏名が知られないようにする防御措置は講じていないことから、民生委員の氏名は、条例第7条第1号ただし書アの「公にすることが予定されている情報」及び同号ただし書イの「公にすることについて、本人が同意していると認められる情報」に該当するため開示すべきとの主張について

a 当審査会が上記について実施機関に確認したところによれば、民生委員に関する情報は各区域の協議会の判断により機関紙等に掲載され、区域内等に配付されており、民生委員の氏名等の機関紙への掲載に関する取扱いは、広島市ではなく、各区域の協議会においてなされているとのことである。

b このことから、他の区域の者が民生委員に関する情報が記載された機関紙等を求めて公民館に出向いたとしても、知りたいと思う区域の民生委員の氏名を確認できるかは明らかではないため、何人でも容易に知り得る状態にあるということとはできず、「公にされている」情報ということとはできない。

c したがって、民生委員の氏名は条例第7条第1号ただし書アに該当するとはいえない。また、公にすることについて、民生委員自身が同意していると認められる事情もないことから、同号ただし書イに該当するということもできない。

(ウ) 民生委員の氏名が、民生委員という肩書を冠して記載されている場合、公務員である民生委員とみなされるのであるから、公務員としての職務に関する情報として、公にすることが予定されたものと自ら容認していると理解されることはやむを得ないことであることから、民生委員の氏名は、条例第7条第1号ただし書アの「公にすることが予定されている情報」又は同号ただし書イの「公にすることについて、本人が同意していると認められる情報」に該当するため開示すべきとの主張について

a 民生委員法第1条は、「民生委員は、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとする。」と定め、同法第13条は、「民生委員は、その市町村の区域内において、担当の区域又は事項を定めて、その職務を行うものとする。」と規定している。このことから、広島市の一般職の職員が全体の奉仕者として職務を遂行するのに対して、民生委員は、その担当の区域又は事項が定められており、限定された住民のために民生委員としての職務を行う者（特別職の公務員）と認められる。

b 民生委員の上記職務範囲を考えれば、民生委員の氏名を「公務員としての職務に関する情報として、公にすることが予定されたものと自ら容認していると理解されることはやむを得ない」との主張は妥当ではないことから、条例第7条第1号ただし書ア及びイに該当するということはできない。

ウ 以上のことから、民生・児童委員一覧表の民生委員の氏名、性別、郵便番号、住所及び電話番号を条例第7条第1号により不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(5) 「民生委員協力員委嘱者一覧」の不開示部分について

当該文書の不開示部分は、民生委員協力員の氏名、性別、生年月日、年齢、郵便番号、住所、職業及び担当民生委員の氏名である。

ア 民生委員協力員の氏名、性別、生年月日、年齢、郵便番号、住所及び職業は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものであることから、条例第7条第1号の不開示理由が認められる。

したがって、当該情報を条例第7条第1号により不開示とした実施機関の判断は妥当である。

イ 担当民生委員の氏名については、(4)のとおりであり、条例第7条第1号の不開示理由が認められる。

ウ 以上のことから、民生委員協力員委嘱者一覧の民生委員協力員の氏名、性別、生年月日、年齢、郵便番号、住所、職業及び担当民生委員の氏名を条例第7条第1号により不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(6) 結論

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
R 6 . 7 . 4	広健共第 4 6 号の諮問を受理（諮問第 3 8 3 号で受理）
R 6 ・ 1 2 ・ 2 5 (第 1 回審査会)	第 2 部会で審議
R 7 ・ 1 ・ 2 4 (第 2 回審査会)	第 2 部会で審議
R 7 ・ 2 ・ 2 8 (第 3 回審査会)	第 2 部会で審議
R 7 ・ 3 ・ 1 9 (第 4 回審査会)	第 2 部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第2部会委員名簿
(五十音順)

氏 名	役 職 名
伊 藤 誠 治	株式会社中国放送報道制作局長
栗 原 理	広島消費者協会理事・顧問
日 山 恵 美 (部会長)	広島大学大学院教授
宮 畑 加奈子	広島経済大学教授